

小田原市地域防災計画の改定について

1 改定の背景

小田原市地域防災計画は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市の災害対策について、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事項を定めている。

このたび、災害対策基本法の一部改正に伴う、国の防災基本計画や県の地域防災計画等の改定及び富士山火山避難基本計画、近年の防災施策の推進等を踏まえ改定を行う。

2 主な改定内容

- (1) 国防災基本計画の改正（R7.7）を踏まえた改定
 - ア 避難所における状況把握や福祉サービスの提供等、生活環境の整備について記載
（新旧対照表 P8）
 - イ 避難所以外の場所に滞在する被災者への支援について記載
（新旧対照表 P9）
- (2) 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更（R7.7）を踏まえた改定
 - ア 南海トラフ巨大地震発生確率の修正
（新旧対照表 P2）
 - イ 県内の南海トラフ地震防災対策推進地域の更新
（新旧対照表 P25）
 - ウ 南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン名の修正と気象庁が発表する南海トラフ臨時情報の修正
（新旧対照表 P26）
- (3) 県地震被害想定調査報告書（R7.3）を踏まえた改定
 - ア 市内の被害想定調査結果一覧の更新
（新旧対照表 P3）
 - イ 市内の津波による被害の更新
（新旧対照表 P3）
- (4) 津波避難対策についての改定
 - ア 避難対象区域の追加
（新旧対照表 P23）
 - イ 遠隔地での地震発生に伴う津波避難対策の追加
（新旧対照表 P23）

(5) 火山災害対策についての改定

- ア 富士山火山噴火を、溢流的噴火（溶岩流）、爆発的噴火（火山灰）に区分し、過去の宝永噴火・貞観噴火や富士山火山避難基本計画を参考に、市独自の状況の推移等を記載
（特殊災害対策計画（火山災害対策）P267・P268）
- イ 避難対策として、避難誘導や避難所の確保・準備・運営、自主避難の推奨について記載（溶岩流の場合、溶岩流が流入する地域の一部住民が、溶岩流の流入しない地域（市内）に避難）
（特殊災害対策計画（火山災害対策）P272）
- ウ 緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保対策として、降灰による交通への影響、降灰作業用資材の確保、火山灰処分の検討、火山灰仮置き場の検討について記載
（特殊災害対策計画（火山災害対策）P273・P274）
- エ 警報のレベル別に、発令時の対応について記載
（特殊災害対策計画（火山災害対策）P275）
- オ 噴火時の情報収集活動及び災害対策本部の配置と配備体制について記載
（特殊災害対策計画（火山災害対策）P277・P278）

3 今後のスケジュール

令和8年1月15日～2月13日 パブリックコメント実施

令和8年5～6月 防災会議幹事会及び防災会議

4 改定予定

令和8年6月（防災会議での協議を経て改定）